

令和 6 年 第 8 回 定例 教育 委員会 日程

1 日 時 令和 6 年 8 月 2 日 (金) 9:30~12:00

2 場 所 瀬戸内町役場 4階 委員会室

3 内 容

(1) 令和 6 年第 7 回 定例 教育 委員会 議事録 の 承認

(2) 教育 長 所 掌 事務 処理 経過 報告

(3) 事務 連絡

(4) 議題

① 議案 第 15 号 瀬戸内町 社会 教育 委員 の 委嘱 について (変更)

② 議案 第 16 号 瀬戸内町 立 学校 設置 に関する 条例 の 一部 改正 について

③ 議案 第 17 号 瀬戸内町 立 小学校 及び 中学校 の 通学 区域 に関する 規則 の 一部 改正 について

④ 議案 第 18 号 令和 7 年度 使用 中学校 教科書 の 採択 について

4 その他

① 学力 向上 について

② 月例 報告 について

③ スポーツ 推進 委員 委嘱 の 報告 について

④ 令和 7 年度 分 町 単独 費 に 係る 学校 施設 の 営繕 等 調査 日程 について

令和 6 年 第 8 回 定例 教育 委員会 議事録

日 時 及 び 場 所	出 席 者	
令和 6 年 8 月 2 日 (金) 9 時 30 分 ~ 11 時 05 分 瀬 戸 内 町 役 場 (4 階 委 員 会 室)	盛 島 正 行 教育 長 福 田 豊 久 委員 丸 内 弥 生 委員 渡 島 正 広 委員	徳 田 義 孝 総務 課 長 昇 憲 二 社会 教育 課 長 山 田 将 司 指導 主 事 兼 課 長 補 佐 高 橋 進 一 学校 教育 係 長 兼 指導 主 事 黒 田 洋 平 総務 課 長 補 佐

件 名	審 議 の 状 況	採 決 の 次 第
議案 第 15 号 瀬戸内町 社会 教育 委員 の 委嘱 について (変更)	別紙 の と お り	決 定
議案 第 16 号 瀬戸内町 立 学校 設置 に関する 条例 の 一部 改正 について	別紙 の と お り	決 定
議案 第 17 号 瀬戸内町 立 小学校 及び 中学校 の 通学 区域 に関する 規則 の 一部 改正 について	別紙 の と お り	決 定

議案第18号 令和7年度使用中学校教科書の採択について	別紙のとおり	決定
--------------------------------	--------	----

会 議 要 旨

1 開会通告

盛島教育長 ただ今から、令和6年第8回定例教育委員会を開催いたします。

2 令和6年第7回定例教育委員会議事録の承認

- ◆ 丸内委員が朗読し、一部修正の上、承認された。

3 教育長所掌事務処理経過報告

- ◆ 令和6年7月7日～令和6年8月2日までについて
盛島教育長から説明がなされ、別紙のとおり報告された。

4 事務連絡

徳田課長 総務課の8月行事予定表の説明

昇社会教育課長 社会教育課の8月行事予定表の説明

5 議題

盛島教育長 議案第15号 瀬戸内町社会教育委員の委嘱について(変更)
事務局より提案理由の説明をお願いします。

昇社会教育課長 資料をもとに説明(委員の変更)
(全会一致で承認)

盛島教育長 議案第15号 瀬戸内町社会教育委員の委嘱について(変更)は、原案のとおり承認されましたので、事務処理の方よろしく願います。

盛島教育長 議案第16号 瀬戸内町立学校設置に関する条例の一部改正について
事務局より提案理由の説明をお願いします。

徳田総務課長 資料をもとに説明(秋徳小中学校廃校議案)
(全会一致で承認)

盛島教育長 議案第16号 瀬戸内町立学校設置に関する条例の一部改正については、原案のとおり承認されましたので、事務処理の方よろしく願います。

盛島教育長 議案第17号 瀬戸内町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について(秋徳小中学校廃校に伴う通学区域の変更)

徳田総務課長 資料をもとに説明
(全会一致で承認)

盛島教育長 議案第17号 瀬戸内町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正については、原案のとおり承認されましたので、事務処理の方よろしく願います。

盛島教育長 議案第18号 令和7年度使用中学校教科書の採択について
事務局より提案理由の説明をお願いします。

高橋指導主事 資料をもとに説明(採択の経緯・採択理由について)
(全会一致で承認)

盛島教育長 議案第18号 令和7年度使用中学校教科書の採択については、原案のとおり承認されましたので、事務処理の方よろしく願います。
今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

高橋指導主事 承認されたものを協議会へ報告し、最終決定となります。その後各学校へ通知します。

6 その他

盛島教育長 ①学力向上について、②月例報告について事務局より説明をお願いします。

高橋指導主事 学力向上について全国学力・学習状況調査をもとに説明。月例報告について、資料をもとに説明。

盛島教育長 今回の結果で、過年度追跡調査を見ますと、対象者が小学6年生のときは、算数はプラスです。中学校になると弱い傾向にあるという事が分かります。皆様のご意見をお願いします。

丸内委員 学力向上対策委員会の状況を教えてください。

高橋指導主事 今年度は、各学校の学力向上担当の先生方と教頭先生で今後の学力向上について、話し合っていました。現在は、ICTと授業が切り離せない状況ですので、どうやってICTを利用して学力向上につなげていくか話し合っています。

各校の実践については、チャットで共有しております。良かった実践については、他校の先生方に紹介しています。学力向上対策委員会で決定した重点目標は、毎回、校長・教頭研修会で進捗状況を共有し改善できるところはないか確認している状況です。

盛島教育長 子どもたちの夢をはぐくむためには、確かな力を付けることが大切だと思います。今後も対策委員会を中心に先生方一人一人が自覚をもっていくことが大切だと思います。

丸内委員 一人一人状況が違うので一概に言えないところですが、子どもたちの悩みをどのように受け止めたらいいのかという、先生方の研修や子どもたちのSOSの出し方の教育について、瀬戸内町の場合はどのようにしているのでしょうか。

高橋指導主事 本町に限らず、各学校でSOSの出し方の教育は必ず年1回以上はすることになっています。生徒指導部会でも研修は必修であり、心に寄り添う教育の為の研修については会議等で実施するように話しています。また、県の方から派遣されているカウンセラーの力を借りながら心に関する研修をしているところです。

丸内委員 大島地区の小中学校で、なかなかできていない状況です。高校は必須ですので実施しています。県のスクールカウンセラーは研修を受けていますので、是非、予定に入れるようにしていただきたいと思います。

盛島教育長 ③スポーツ推進委員委嘱の報告について事務局より説明をお願いします。

昇社会教育課長 資料をもとに説明(委員の交代)

盛島教育長 令和7年度分町単独費に係る学校施設の営繕等調査日程について事務局より説明をお願いします。

徳田課長 資料をもとに説明

7 閉会

盛島教育長 これで、令和6年第8回定例教育委員会を終了いたします。

議案第15号

瀬戸内町社会教育委員の委嘱について

瀬戸内町社会教育委員条例第2条及び第3条の規定により、瀬戸内町社会教育委員に次の者を委嘱したいので、教育委員会の同意を求める。

令和6年8月2日 提出

瀬戸内町教育委員会 教育長 盛島 正行

委員名		期間	備考
新	旧		
鎌田 大樹	牧 力也	R6.6.1~R7.3.31	瀬戸内町青年団 連絡協議会長

議案第 16 号

瀬戸内町立学校設置に関する条例の一部を改正する条例について、教育委員会の同意を求める。

令和6年8月2日 提出

瀬戸内町教育委員会教育長 盛島 正行

瀬戸内町立学校設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

瀬戸内町立学校設置に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸内町立学校設置に関する条例(昭和40年瀬戸内町条例第43号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「〃 秋徳〃」及び「〃 秋徳 245 番地」を削る。

別表第2中「〃 秋徳〃」及び「〃 秋徳 245 番地」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第17号

瀬戸内町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、教育委員会の同意を求める。

令和6年8月2日 提出

瀬戸内町教育委員会教育長 盛島 正行

瀬戸内町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月2日

瀬戸内町教育委員会

瀬戸内町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸内町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(昭和48年教育委員会規則第1号)

の一部を次のように改正する。

別表中「諸鈍小学校 諸鈍，生間，諸数，徳浜，渡連，安脚場，勝能」の次に「秋徳，野見山」を，「伊子茂小学校 伊子茂，於齊，花富，勢里，押角，呑之浦，俵，瀬相，三浦，知之浦，武名，須子茂，嘉入」の次に「佐知克」を加え，「秋徳小学校 秋徳，野見山，佐知克」及び「秋徳中学校 秋徳小学校区域」を削る。

附 則

この規則は，令和7年4月1日から施行する。

議案第18号

令和7年度使用中学校教科用図書の採択について

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規程に基づき、別紙のとおり教育委員会の議決を求める。

令和6年8月2日提出

瀬戸内町教育委員会教育長 盛島 正行

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(教科用図書の採択)

第13条 都道府県内の義務教育諸学校(都道府県立の義務教育諸学校を除く。)

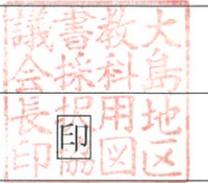
において使用する教材用図書の採択は、第10条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。)ごとに一種の教科用図書について行うものとする。

4 第一項の場合において、採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会(次項及び第17条において「採択協議会」という。)を設けなければならない。

5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

(別紙)

令和7年度使用中学校教科用図書一覧

採択地区名	大 島 地 区	
採択協議会長	向 美 芳	

No.	種 目	発行者の番号・発行者の略称	書 名	備考
1	国 語	38・光村	国語	
2	書 写	38・光村	中学書写 一・二・三年	
3	社 会 (地理)	2・東書	新編 新しい社会 地理	
4	社 会 (歴史)	2・東書	新編 新しい社会 歴史	
5	社会 (公民)	2・東書	新編 新しい社会 公民	
6	地 図	46・帝国	中学校社会科地図	
7	数 学	11・学図	中学校 数学	
8	理 科	2・東書	新編 新しい科学	
9	音 楽 (一般)	27・教芸	中学生の音楽	
10	音 楽 (器楽)	27・教芸	中学生の器楽	
11	美 術	116・日文	美術	
12	保健体育	2・東書	新編 新しい保健体育	
13	技 術	9・開隆堂	技術・家庭 技術分野 テクノロジーに希望をのせて	
14	家 庭	9・開隆堂	技術・家庭 家庭分野 自立しともに支え合う生活へ	
15	外国語	2・東書	NEW HORIZON English Course	
16	道 徳	2・東書	新編 新しい道徳	